20―4　注意事項

年間の目安電気料金は一般家庭での１日当たりの平均点灯時間約5.5時間を基準に算出した年間消費電力量（kWh／年）に27（円／kWh）を乗じたものであり、各御家庭の年間点灯時間や電力会社等によって異なります。

○環境省告示第八十七号
○経済産業省
○国土交通省

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第三条第一項の規定に基づき、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針を次のとおり定めたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

なお、特定製品の使用及び廃棄に際してのフロン類の排出抑制に関する指針（平成十四年環境省告示第一号）は、平成二十七年三月三十一日限り廃止する。

平成二十六年十二月十日

経済産業大臣　宮沢　洋一
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣臨時代理
国務大臣　有村　治子

フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する指針

地球規模のオゾン全量は現在も少ない状態が続いており、南極域の春季に形成されるオゾンホールの規模は縮小の兆しが未だ見られず、依然として深刻な状況にある。また、地球温暖化の進行は、気候変動により人類の生存基盤及び社会経済の存立基盤を揺るがす重大な脅威となっており、気候変動に関する国際連合枠組条約に基づく国際枠組みを受けた我が国における地球温暖化対策の中で、フロン類対策は重要な柱の一つとされている。

これまでクロロフルオロカーボン及びハイドロクロロフルオロカーボンの生産量及び消費量については着実に減少している一方で、これらの物質に代替するものとしてハイドロフルオロカーボン（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第２条第３項第４号に掲げる物質をいう。以下「ＨＦＣ」という。）の排出が急増する見込みであり、この抑制が特に重要である。特にフロン類が冷媒として使用される第一種特定製品については、廃棄時における冷媒の回収率が依然として低く、また、第一種特定製品の使用中に冷媒が多く漏えいしている状況を踏まえた対応が必要である。

このような趣旨から、オゾン層を破壊し又は地球温暖化に深刻な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化に関する事項について定めるものである。

１　目指すべき姿

今後見込まれるＨＦＣの排出量の急増傾向を早期に減少に転換させることを含め、フロン類の段階的な削減を着実に進め、フロン類を中長期的には廃絶することを目指す。なお、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「法」という。）に基づく対策を進めることによる温室効果ガスの排出削減効果は、当該対策を実施しなかった場合に比べて平成32年においては970万トンから1,560万トンまでの間の数値（フロン類の排出削減量に地球温暖化係数（フロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数をいう。以下同じ。）を乗じて得た量の合計量をいう。また、この効果は、当該対策を実施しなかった場合の排出量の推計値と比べて約24％から約39％の削減に相当する。）に、平成42年においては同じく2,550万トンから3,180万トンまでの間の数値（同じく約53％から約66％の削減に相当する。）になることが見込まれる。

短期的には、市中にあるフロン類の大気中への排出を可能な限り抑制することを目指し、特に排出量の増加が見込まれる第一種特定製品について、その使用の際の管理の徹底並びに整備及び廃棄の際のフロン類の回収並びに再生及び破壊の適正かつ確実な実施を図る。

また、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に資する優れた技術の開発及び導入を目指すとともに、フロン類対策で世界を牽引し、また、これを世界に向けて発信することにより、フロン類が使用されない製品（以下「ノンフロン製品」という。）並びにフロン類使用製品のうち使用されるフロン類の地球温暖化係数の低減、当該フロン類の使用量の削減その他フロン類の使用の合理化のために必要な措置を講じることによりオゾン層の破壊及び地球温暖化への影響の程度（以下「環境影響度」という。）を低減させた製品（以下「低ＧＷＰ製品」という。）の世界的な普及に努める。さらに、ＨＦＣの生産や消費に関する世界共通の規制基準の導入等を含む世界的規模でのフロン類の使用の合理化及び管理の適正化の推進について国際的な議論を主導する。

２　対策の基本的な方向性

⑴　フロン類代替物質の開発、使用済みのフロン類の再生等により、新たに製造等を行うフロン類の地球温暖化係数の低減及び当該フロン類の製造等の量の削減を促進する。

⑵　フロン類使用製品について、国内外の今後の技術進歩や市場の動向等も踏まえつつ、使用フロン類の環境影響度を低減させた製品（ノンフロン製品が上市されている場合又は上市の技術的見通しがある場合はノンフロン製品、その他の場合はその時点において最も環境影響度の低い製品）の普及（以下「ノンフロン・低ＧＷＰ化」という。）を促進する。

⑶　第一種特定製品の使用等に際してのフロン類の漏えいを防止するため、第一種特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を推進する。

⑷　第一種特定製品の整備に際しての充塡の適正化並びに特定製品の整備及び廃棄の際のフロン類の回収を推進するとともに、回収されたフロン類の適切な破壊及び再生を促進する。

３　判断の基準に係る重要事項

法に基づき主務大臣が定める判断の基準に係る重要事項について、１に示す目指すべき姿の達成に資する観点から以下のように定める。

⑴　フロン類の製造業者等の判断の基準

①　主務大臣は、フロン類使用製品のノンフロン・低ＧＷＰ化の状況、フロン類の再生技術の向上の状況、国際的動向等を踏まえつつ、中長期的なフロン類の廃絶を目指し、フロン類使用製品の製造業者等に対し、製造等が行われるフロン類の地球温暖化係数の低減及び当該フロン類の製造等の量の削減によりフロン類の段階的な削減を求めるための判断の基準を以下のように定める。

ア　判断の基準は、フロン類の製造量、輸入量等の定量的な指標を用いて設定する。

イ　目標値や目標年度は、指定製品の製造業者等の判断の基準との整合性に留意しつつ、フロン類使用製品のノンフロン・低ＧＷＰ化の状況、再生技術の向上の状況、国際的動向等を勘案したフロン類の需給の見通しを踏まえつつ、計画的な環境影響度の低減ができるよう設定する。

②　①に基づき定められる基準を踏まえた取組の進捗を効率的かつ効果的に把握し、当該基準が実効性あるものとすべく、フロン類の製造業者等は当該進捗について能動的に主務大臣に報告する。

③　判断の基準は、フロン類代替物質の開発の状況等の事情の変動に応じて必要な改定をする。

⑵　指定製品の製造業者等の判断の基準

①　主務大臣は、国内外の今後の技術進歩や市場の動向等も踏まえつつ、指定製品のノンフロン・低ＧＷＰ化を促進するため、指定製品の製造業者等に対し、指定製品に使用されるフロン類の地球温暖化係数の低減及び当該フロン類の使用量の削減によるフロン類の段階的な削減を求めるための判断の基準を以下のように定める。